



あのマチ
このムラ
・地域おこし活躍中

No47

愛別町の事例

— 地域営農の法人化とその課題 —

1. 愛別町の概況

上川盆地の北東部に位置する愛別町は、大雪山系の山麓の一角を成す農業を基幹とした町である。また、旭川市の市街地まで町の中心部から約三〇kmの距離にあり、農外就業にも恵まれた条件を有している。そのため、専業農家率は低く、北海道の五・二・二%を一三・九ポイントも

下回る三八・三%（二六一戸中一〇〇戸）となる（二〇〇五年センサス参照）。ただし、総就業人口に占める農業就業人口の割合はかなり高く、北海道の六・一%を二六ポイント上回る三二・〇%（二、二〇〇人中七〇四人）となる（二〇〇〇年国勢調査参照）。専業農家のシェアが小さいとはえ、本町の最大の基幹産業が農業であることには変わりはない。

農地は町を横断する石狩川とその支流となる愛別川の流域を中心に形成されている。地目はほとんど田で、二〇〇五年センサスによると、そのシェアは九五・二%（一、六二九鈔中一、五五〇鈔）となる。それゆえ基幹作物は長らく米のみとなっていたが、一九七〇年代後半に入ると、転作作物として導入されたときのこ類（えのき茸、なめこ、舞茸など）の生産が定着した。

その後、きのこ類は行政や農協の梃子入れによって生産量が急増し、今やその年間販売高は農協の農畜産物販売高四二億円の四〇%以上を占める十七億円となっている。ただし、きのこ生産が伸張する一方で、農業構造は脆弱化に歯止めがかからない状況にある。たとえば農家数は、後継者不足と高齢化に伴い、一九七〇年八三六戸↓一九八〇年六三一戸↓



一九九〇年四八〇戸↓二〇〇〇年三七八戸↓二〇〇五年三〇八戸と三〇年間に五二八戸も減少した。二〇〇五年における一九七〇年対比の農家数の増減率は三六・八%である。

一方、農家数が減少したからといって、面積規模の大きい農家が増加しているわけではない。二〇〇五年現在、経営耕地面積が一〇鈔を越える農家は四一戸、三〇h鈔を越える農家はわずか三戸を数えるに過ぎない。ゆえに経営耕地面積は、一九七〇年二、二六五鈔↓一九八〇年二、〇二八鈔↓一九九〇年一、八四五鈔↓二〇〇〇年一、七一五鈔↓二〇〇五年一、六二九鈔と、この間、農地開発事業が導入されたにもかかわらず六三六鈔も減少している。二〇〇五年における一九七〇年対比のその増減率は七一・九%である。

2. 愛別町における法人育成策の展開

農業構造の脆弱化に歯止めがかけられず、また農家単独での経営環境の改善が困難と考えていた町の関係機関は、農業経営の組織化を推進していくことになった。農業生産組織ひいては農業生産法人の経営展開に活路を見出し、その設立ならびに育成を後押ししていこうというのがその主たるねらいである。具体的には、以下に記した町独自の支援策がそれに該当する。

まず一九九四年には「農業経営体組織育成事業」が策定された。これは、町内で農業を営む者が生産施設・農業機械の共同購入・共同利用を通じて生産コストの低減を図る農業経営体組織を結成する場合、その費用の半額を補助しようというもので



ある。これを活用したのが北海道で初めて特定農業法人に認定された農事組合法人伏古生産組合や有限会社協和農産である。

続いて一九九八年には「農業経営基盤拡大支援事業」が策定された。これは、「高齢化や担い手のいない農地の流動化を積極的に進め、意欲的な中核的担い手農家の生産基盤の拡大と経営の維持安定を図るため、農地の取得、賃借をする農業者を支援」しようというものである。要するに、農地取得資金に係る利子助成、および小作料の一部助成となる。いずれも助成期間は三年である。

さらに二〇〇四年には、「産地づくり対策交付金」を基金にして「共同経営体育成助成」を設置し、町内全域を対象にした集落営農の法人化を推進することになった。この助成措置には、

①認定農業者または水田農業ビ

ジョンで担い手としている農業者が一名以上いること、②共同化する農業者の水田面積の合計が二〇鈴以上となること、③法人化の合意がとれていることなどといった要件が設けられているが、これらの要件が満たされれば、その対象者は共同経営を行っている面積に対し一〇アール当たり一二、〇〇〇円の助成金が得られることになっている。この成果は徐々に表れており、最近、町内に三つの農業生産法人が相次いで設立された。

以下では、最近設立された農業生産法人ではなく、町が農業経営の組織化の推進を開始した頃からすでに法人化を果たしていた二つの事例を紹介する。先にふれた農事組合法人伏古生産組合と有限会社協和農産がそれである。



3. 農事組合法人伏古 生産組合

1) 設立までの経緯

伏古地区は市街地の北部に位置する。地区の中心から役場までの距離は約3kmで、市街地にほど近い至便な場所にあるが、融雪期が遅く、耕地の大半が湿地で占められているため、土地条件は決して良くない。そのため、土地改良事業が早くから導入され、一九七〇年代前半にはすべての農地の基盤整備が完了した。同時に、第二次構造

改善事業を活用した大型機械の導入とその共同利用も進められた。その一環として一九七三年に設立されたのが農事組合法人伏古生産組合の前身となる伏古機械利用組合である。当時、本

地区には稲を作付けしていた農家が二六戸あったが、その全てがこの組織の組合員となっていた。

この組織が法人に改組したのは一九八一年である。その目的は、労災保険の適用、経理の明確化、役員および組合員の役割分担の明確化などを果たすためであった。機械利用組合の機能を維持することにしたので、企業形態は農事組合法人一号法人としている。

しかし、その後、地区では農家数の減少と農地移動の停滞が顕著になり、担い手不在農地の受け皿となる組織の設置が求められるようになった。そこで、法人は一九九一年に再び改組を行って農事組合法人二号法人となり、農地を取得できるようにしている。地区の耕地面積は一六畝となるが、法人はその五三・二％に相当する六一・七畝

表1 農事組合法人伏古生産組合における土地利用の実態

(単位: ha)

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
A. 耕地面積	総計	20.1	20.7	24.2	24.5	29.3	50.6
	うち法人所有地	13.3	12.7	12.0	13.5	12.6	25.2
	うち借地	6.8	8.0	12.2	11.0	16.7	25.4
	うち構成員からの借地						7.6
	うち構成員以外からの借地	6.8	8.0	12.2	11.0	16.7	17.8
B. 作業受託面積		76.1	76.6	72.4	71.7	68.9	48.6
C. 耕作面積(A+B)		96.2	97.3	96.6	96.2	98.2	99.2
作物別作付面積	水稻(うるち)	68.1	63.3	67.0	65.4	72.3	76.8
	牧草	3.5	3.4	4.4	6.8	5.1	5.3
	大豆	3.9	3.5	1.6	2.3	2.6	2.2
	小麦	11.9	17.0	17.8	16.1	17.0	14.3
	えん麦(地力維持作物)	8.2	9.4	5.7	5.2	0.7	0.6
	野菜等	0.6	0.7	0.1	0.4	0.5	0.0

注1) 農事組合法人伏古生産組合提供資料より作成。

2) 稲を作付した土地の面積は水張り部分のみカウントしているため、実際の所有地ならびに借地面積とは若干異なる。

3) 空欄は作付または該当なし。

法人の構成員(組合員)数は九戸、うち役員は五名である。資本金は八八五万円であるが、二〇〇五年に農業生産法人出資育成事業を導入したため、この他、道農業開発公社が現物出資した七・一畝の農地がこれに加わる。

2) 事業の概況

土地の耕作に関わっていた。こうした担い手不在農地の利用に関わる取り組みが評価され、一九九七年には次に紹介する有限会社協和農産と共に特定農業法人に認定された。また、一九九八年には、当時、道が設立を推進していた地域連携型法人にも認定された。これにより、補助事業を活用して、クローラートラクター、代掻ロータリー、融雪剤撒布機などを導入することができた。

土地利用の状況は表1に示したとおりである。耕地面積(稲を作付した土地の面積は水張り部分のみカウントしているため、実際の所有地ならびに借地面積とは若干異なる)は、二〇〇〇年二〇・一畝↓二〇〇一年二〇・七畝↓二〇〇二年二四・二畝↓二〇〇三年二四・五畝↓二〇〇四年二九・三畝↓二〇〇五年五〇・六畝で推移している。二〇〇四年までは、毎年、構成員以外からの借地がわずかながら増加していたので、その分、耕地面積の総計も漸増していた。ところが、二〇〇五年には、前記の出資育成事業を通じた七・一畝、それと前役員からの借地七・六畝が加わって、一気に五〇・六畝まで拡大している。

一方、作業受託は、水稻ならびに転作作物に係る作業全般にわたって行われている。その実績は、二〇〇〇年七六・一畝↓

二〇〇一年四六・六鈔↓二〇〇二年七二・四鈔↓二〇〇三年七一・七鈔↓二〇〇四年六八・九鈔↓二〇〇五年四八・六鈔で推移している。作業受託から借地への切り替えが増加しているため、受託実績は年々減少傾向にある。所有地と借地が急増した二〇〇五年は特に落ち込みが激しかった。なお、これらのうち二〇鈔は隣接する厚生地区の農家からの受託である。したがって、伏古地区の農家からの受託実績はこれを差し引いた二八・六鈔となる。この二八・六鈔に耕地面積五〇・六鈔を足した七九・二鈔が法人が耕作に関わっている地区内の農地ということになる。集落の耕地面積一一六鈔に占めるその割合は六八・二％で、二号法人となった一九九一年の五三・二％と比べると十ポイントも増加した。

作付作物は大半が水稻とな

る。小麦、牧草、大豆も作付されているが、小麦の作付面積が年間一四〜一八鈔とやや多い程度で、その他の作付はわずかに過ぎない。米の作付面積は年間六〇鈔以上あるが、そのうちの二六〜二八鈔には酒米が作付されている。品種は吟風である。酒米は農閑期に町内の大雪山酒造で蔵人として働いた経験を持つ前組合長（六五才）の意向により、二〇〇〇年に生産が始まった。醸造は栗山町の小林酒造で行われ、その後「地酒ふしこ」として町内の酒店やAコープで販売されている。これに対し現組合長（五八才）は、クリーン農業に関心を持っており、その影響で、法人は二〇〇三年に「YES!clean」農産物（北海道クリーン農業推進協議会が創設した「北のクリーン農産物表示制度」に適合した農産物）生産集団の認定を受けた。

以後、法人で生産される米のほとんどは、農薬や化学肥料の投入を抑えたこの制度に適合したものととなっている。いずれにせよ、酒米やクリーン農産物の生産は、一般の農産物との差別化を図る取り組みとして注目に値する。

4. 有限会社協和農産

1) 設立までの経緯

協和地区は伏古地区のさらに北に位置する山間の稲作地帯である。また、南北に愛別川が縦断し、その支流となるパンケ川が北部の山麓で合流する沢地帯でもある。農地は主にこれら二つの河川に沿って形成されているが、その大半は排水不良であり、しかも融雪期が遅いといつ

た影響を受けるため、良い条件を備えているとはいえない。それゆえ、本地区は担い手の流出による農家数の減少とそれに伴う耕地面積の減少が進行している。これらの推移を記すと、農家数は一九七〇年八六戸↓一九八〇年五四戸↓一九九〇年四八戸↓二〇〇〇年三六戸、耕地面積は一九七〇年三〇四鈔↓一九八〇年二九四鈔↓一九九〇年二八七鈔↓二〇〇〇年二七九鈔となる（二〇〇五年のデータは未公表）。減少が著しいのは農家数の方である。

協和地区には伏古地区同様、機械共同利用組織があった。道営基盤整備事業と二次構を活用して一九七四年に設立された協和地区機械利用組合がそれである。その組合員は、比較的平坦な土地に位置する協和一〜二区に属する二六戸の農家で構成されていた。山間かつ上流域に位



置するため、効率的な機械利用が望めない協和三〇五区の農家はこれに加わらなかった。

この組織の功績は、組合員の費用ならびに労力負担の軽減に貢献したことにある。しかし、反面で労力負担の軽減は、夫婦二人で出役すれば稲作が成立するといった条件を生みだし、後継者の流出を促進させてしまった。この問題が指摘されはじめたのは一九九〇年頃であるが、当時、後継者の定着が見込めるとしていた組合員はわずか七戸に過ぎなかったという。

こうした中、後に法人の代表となるA氏（六九才）をはじめとした九人の組合員が営農継承システムの設立を前向きに検討するようになった。そして、地区内の農地の保全に関する全戸参加による農業生産法人の設立を提起したのである。その後、役員報酬や給与のあり方に納得

できず、この構想から手を引いた組合員が出現したため、全戸参加型の集落ぐるみ法人の設立はあきらめざるを得なくなった。

しかし、農地保全に関わる法人の必要性を感じていた組合員は依然として六戸存在していた。そこで、これら法人化に賛同する六戸の組合員が構成員となつて、地区の営農継承と農地保全を果たす農業生産法人を設立することにしたのである。こうして、一九九七年四月、有限会社協和農産は設立された。資本金は、設立当初、各構成員が五〇万円ずつ出資したので三〇〇万円となっていたが、伏古生産組合同様、二〇〇五年に農業生産法人出資育成事業を導入したので、現在、道農業開発公社が現物出資した九・四畝の農地がこれに加わることになる。

また、これも伏古生産組合と同じであるが、法人は所属する

表2 有限会社協和農産における土地利用の実態

(単位: ha)

		2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
A. 耕地面積	総計	26.1	31.3	34.8	41.3	44.8	48.6
	うち法人所有地	8.8	10.4	10.4	10.4	8.2	21.2
	うち借地	17.3	20.9	24.4	30.9	36.6	27.4
	うち構成員からの借地	10.7	10.7	10.7	15.2	11.1	9.5
	うち構成員以外からの借地	6.6	10.2	13.7	15.7	25.5	17.9
B. 作業受託面積		114.3	109.0	118.2	111.7	109.6	107.7
C. 耕作面積(A+B)		140.4	140.3	153.0	153.0	154.4	156.3
作物別作付面積	水稲(もち)	73.0	86.1	85.0	83.6	87.2	87.4
	牧草	59.4	45.0	45.0	45.6	42.8	40.0
	大豆	3.0	3.8	5.0	2.1	0.7	2.0
	そば			10.0	9.6	10.7	8.4
	えん麦(地力維持作物)	5.0	5.4	8.0	12.1	13.0	11.9
	デントコーン						6.7

注1) 有限会社協和農産供資料より作成。

2) 空欄は作付または該当なし。

改善団体(そのエリアは機械利用組合の組合員が属していた協和一・二区だけでなく、協和三(五区も含む)の耕地面積二七九・四畝の過半近くに相当する一・一六・二畝の農地に関与していたことが評価され、一九九七年に特定農業法人、一九九八年に地域連携型法人にそれぞれ認定されている。地域連携型法人に認定されたことでロータリー、クローラートラクターの購入費用の半額補助を受けているが、前記の農業経営体育成事業(町単独)でもその半額補助が認められたので、法人は負担なしでこれらの機械を導入できた。この他、ウイングハロー、溝切り機、融雪剤撒布機、ローバレーター等も補助事業を活用して導入している。

2) 事業の概況

前記のとおり、構成員は設立当初六名であったが、二〇〇〇年に高齢を理由に一名が脱退、二〇〇三年に元従業員の息子一名が加入、二〇〇四年に高齢を理由に一名が脱退、二〇〇六年に前代表が高齢を理由に脱退と、いつた変動があつたため、現在、四名となつている。代表を務めるのは設立時から構成員だったB氏(五一才)である。この他、一四名の従業員が法人の作業に携わる。

土地利用の状況については表2に示している。耕地面積(伏古生産組合同様、実際の所有地ならびに借地面積とは異なる)は、二〇〇〇年二六・一畝↓二〇〇一年三一・三畝↓二〇〇二年三四・八畝↓二〇〇三年四一・三畝↓二〇〇四年四四・八畝

↓二〇〇五年四八・六鈔と漸増傾向にある。ただし、その内訳は構成員数が増加するたびに変化している。まず構成員の加入があつた二〇〇三年には、構成員からの借地が増加した(二〇〇二年一〇・七鈔↓二〇〇三年一五・二鈔)。続く二〇〇四年には、構成員の脱退により法人所有地(二〇〇三年一〇・四鈔↓二〇〇四年八・二鈔)と構成員からの借地(二〇〇三年一五・二鈔↓二〇〇四年一一・一鈔)が減少し、これらが法人に貸与されたため構成員以外からの借地が増加した(二〇〇三年一五・七鈔↓二〇〇四年二五・五鈔)。そして二〇〇五年には、二〇〇二年から二〇〇四年にかけて急増した借地の一部を購入したため法人所有地が増加した(二〇〇四年八・二鈔↓二〇〇五年二一・二鈔)、それに伴い借地が減少した(二〇〇四年三

六・六鈔↓二〇〇五年二七・四鈔)。

一方、作業受託は、これも伏古生産組合同様、水稻ならびに転作作物に係る作業が全般にわたって行われている。その実績は、二〇〇〇年一一四・三鈔↓二〇〇一年一〇九・〇鈔↓二〇〇二年一一八・二鈔↓二〇〇三年一一一・七鈔↓二〇〇四年一〇九・六鈔↓二〇〇五年一〇七・七鈔で推移している。作業受託から借地への切り替えが進んでいるため、受託実績が漸減傾向にあるのも伏古生産組合と同じである。なお、作業受託面積と先に見た耕地面積の合計が法人の耕作面積となるが、その面積は、二〇〇五年現在、一五六・三鈔となっている。当該改善団体の面積二六八・七鈔に占めるその割合は、設立当初の四一・六%を一六・六ポイントも上回る五八・二%に及んでいる。

作付作物は水稻と牧草が主体となる。作付面積は、前者が七〇〇九〇鈔、後者が四〇〇六〇鈔で推移している。これらの他、大豆やそばなども作付されているが、面積はそれほど多くない。そもそも本地区は積算温度が低い山間地に位置するため、牧草以外の作物を作付しても安定した収量が見込めない。そのため、基幹となる水稻と牧草以外の作物は、作付実績が伸びないのである。水稻の作付も全てがもち米である。ただし、最近、所得の向上を目指し、高収益作物の試験的な作付が行われている。表にみるように、二〇〇五年にはスイートコーンが六・七鈔作付された。この他、ミニトマト

の作付も計画されているという。

5. 愛別町における

法人経営の到達点と

今後の課題

冒頭に記したように、愛別町は一九九〇年代以降、農業経営の組織化を推進してきた。もはや農家だけでは地域農業の継承と農地の保全を果たすことが困難になりつつあるので、このような機能を有する組織を各地区に設置するよう農家に働きかけてきたのである。組織の形態は、経営継承が容易で、社会的信用が得られ、したがって助成制度も受けやすく、税制面での優遇措置もある農業生産法人が望ましいとしている。

この方針は今も変わっていない。前記のとおり、町は二〇〇四年に「産地づくり対策交付金」を基金とした「共同経営体育成助成」を策定するなど、法

人支援策の拡充を図っている。また、二〇〇二年には、町、農協、普及センター、農業委員会が町の農業振興について協議する場となる農業振興センターを設置し、センター名義による経営体育成計画を策定した。この計画の重点が、集落営農、共同化、法人化による担い手育成におかれている。さらに、二〇〇五年には、町と農協が共同で「愛別町農業振興計画」(平成一七〜二二年の五カ年計画)を策定しているが、その柱の一つが法人をはじめとした組織経営体の育成と集落営農の推進となっている。

- ①有限会社美土里(みどり)
 設立年次…二〇〇三年
 地 区…中央
 構成員数…二(中央一、豊里一)
 主な作付作物…水稲、アスパラ、小麦、大豆、デントコーン
- ②有限会社実来い農園(みらいのうえん)
 設立年次…二〇〇五年
 地 区…中央
 構成員数…三
 主な作付作物…水稲、野菜(トマト、アスパラ)
- ③有限会社北の恵み(きたのめぐみ)
 設立年次…二〇〇六年
 地 区…中央
 構成員…三
 主な作付作物…水稲、野菜

このように法人化の推進は順

調である。ただし、これらの法人は米価下落などの影響により、収益の向上を果たすのに一苦労している。本稿で紹介した二法人の二〇〇五年度における経営収支は、伏古生産組合が八二万円、協和農産が三九四万円であつた。いずれも黒字であるものの、収益は決して多いとは言えない。そこで、伏古生産組合は酒米やクリン農産物、協和農産はスイートコーンをはじめとした野菜の生産を開始した。すなわち高収益作物の導入である。最近設立された法人がいずれも野菜を基幹作物としているのは、このような先例に倣つた結果であろう。

のような事例に該当する。もし、このような地域において地域営農の継承と農地保全に貢献する組織を設置し、その機能を継続させていくのであれば、当該組織に対する何らかの公的支援は欠かせないと言えよう。

(注)北海道地域農業研究所
 専任研究員 井上誠司



収益ひいては所得の向上のためには、この他、作業の効率化なども求められよう。しかし、山間地に代表される条件不利地域においてこれを円滑に果たしていくのは難しい。愛別町もこ